

【フロー図】

軽度者(要支援1・2、要介護1・(注)2・3)に対する福祉用具貸与について

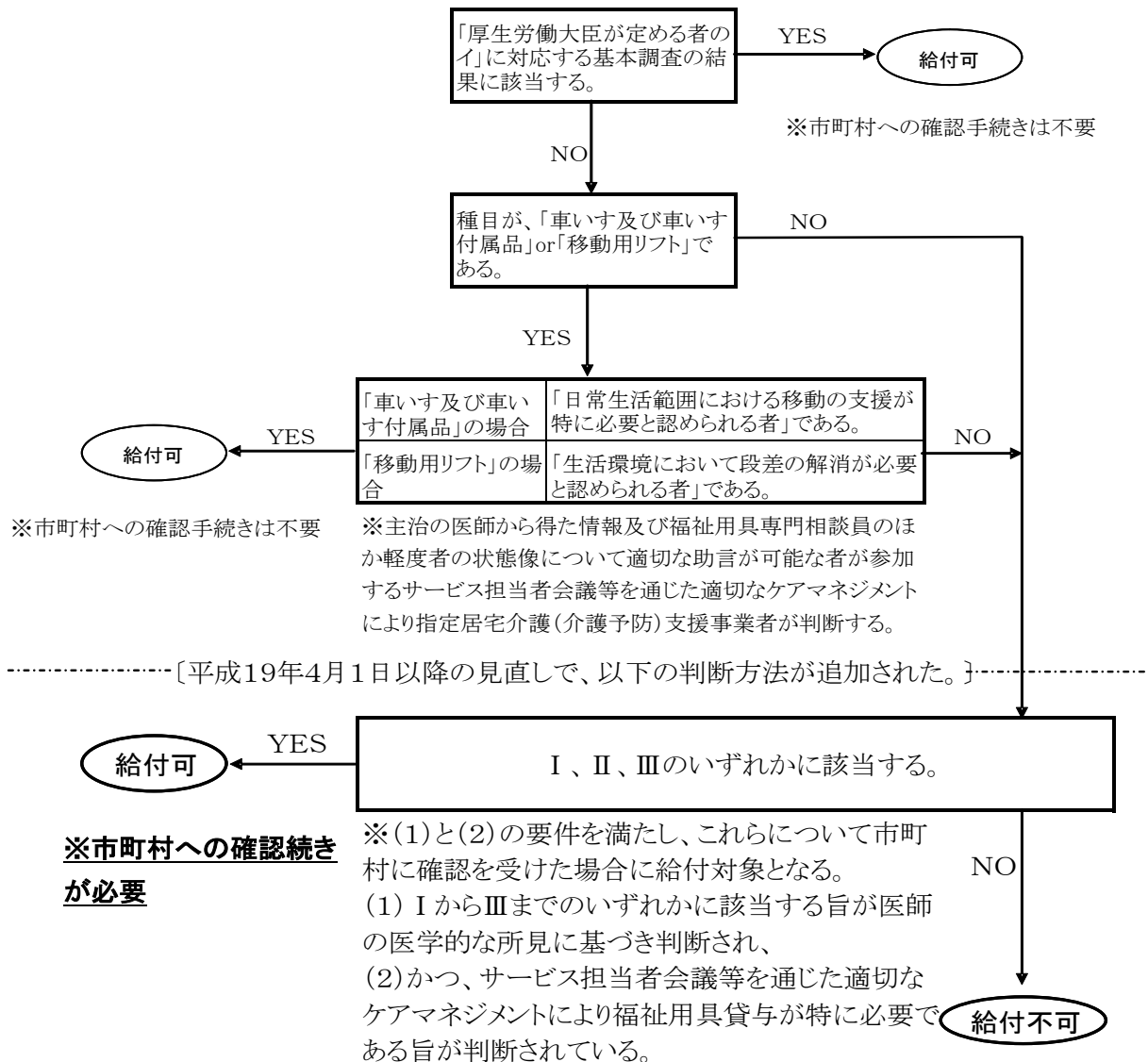
(注) 自動排泄処理装置については要介護2・3も軽度者となる

◎福祉用具貸与の給付要件

①						②			
車いす 及び 車いす 付属品	特殊寝台 及び 特殊寝台 付属品	床ずれ 防止用具 及び体位 変換器	認知症 老人徘徊 感知器	移動用 リフト	自動排泄 処理装置 (※)	手すり	スロープ	歩行器	歩行補 助つえ
給付要件：表1に定める「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当し なければならない。						給付要件：なし→保険給付可能			

(※) 尿のみを自動的に吸引するものを除く

◎①の種目に係る福祉用具貸与の判断手順



I～IIIについては、確認申請書2「福祉用具を必要とする理由」の欄を参照